し、同表第四十一号中「前条第一項第一号の表第三十二号」を「前条第一項第一号の表第三十一号」に改め、同号を同表第四十号とし、同表第四十二号を同表第四十一号とし、同表第四十三号中「の規定に係る」を「に規定する」に改め、「（住民基本台帳カードの交付手数料を免除しているものにあつては、一、五〇〇円）」を削り、同号を同表第四十二号とし、同表第四十四号中「前条第一項第一号の表第三十三号」を「前条第一項第一号の表第三十二号」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十五号を同表第四十四号とし、同表第四十六号中「六七、二〇〇円」を「八三、〇〇〇円」に、「145,000円」を「173,000円」に改め、「前年度の３月31日現在における当該市町村の病院職員数」の下に「（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）」を加え、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「148,511,000円」を「148,788,000円」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十八号を同表第四十七号とし、同表第四十九号を次のように改める。

四十八　海外研修生の受入れに要する経費があること。	国際協力として実施する海外からの研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第三条第一項第三号イの表第五十号を同表第四十九号とし、同表第五十一号を同表第五十号とし、同表第五十二号中「前条第一項第一号の表第三十八号」を「前条第一項第一号の表第三十七号」に改め、同号を同表第五十一号とし、同表第五十三号を同表第五十二号とし、同表第五十四号中「の額に〇・五を乗じて得た額又は当該年度中に一般会計から中水道事業に係る特別会計に繰り入れた額（建設改良に要するものに限る。）のうちいずれか少ない額」を「の財源に充てるため当該年度中に一般会計から中水道事業に係る特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）」に改め、同号を同表第五十三号とし、同表第五十五号を同表第五十四号とし、同表第五十六号下欄中「市町村の合併」の下に「（合併特例法が適用されるもの及び改正前法附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）」を加え、同号を同表第五十五号とし、同表第五十七号中「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内において当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額」を「として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）」に改め、同号を同表第五十六号とし、同表第五十八号一中「合併を行つた市町村」の下に「（合併特例法が適用されるもの及び改正前法第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）」を、「一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円」の下に「とする。」を加え、同号を同表第五十七号とし、同表第五十九号を次のように改める。

五十八　藻場・干潟整備保全事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第三条第一項第三号イの表第六十号を同表第五十九号とし、同表第六十一号中「771,000円」を「716,000円」に改め、同号を同表第六十号とし、同表第六十二号を同表第六十一号とし、同表第六十三号中「のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内において当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額」を「として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）」に改め、同号を同表第六十二号とし、同表第六十四号中「前条第一項第一号の表第三十号」を「前条第一項第一号の表第二十九号」に、「351,557円」を「463,188円」に、「193,682円」を「227,299円」に改め、同号を同表第六十三号とし、同表第六十五号を同表第六十四号とし、同表第六十六号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「十二・三パーセント」を「十一・八パーセント」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「九十二・〇パーセント」を「九十一・八パーセント」に、「〇・五六」に改め、同号を同表第六十五号とし、同表第六十七号を同表第六十六号とし、同表第六十八号中「に限る。以下同じ。」を「及び病院を経営している公立大学法人等の設立団体でない市町村に限る。以下この号において同じ。」に、「按分」を「あん分」に改め、同号一の表を次のように改める。

第二条第一項第一号の表第十一号一の表を次のように改める。

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	一般病床等の数（ただし、結核病床等を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満のときは、百から一般病床等の数を控除して得た数を上限として結核病床等の数を加える。）	一、二三〇、〇〇〇円
二　右欄に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院が直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在していること。	一般病床等の数（ただし、精神病床を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満のときは、百から一般病床等の数を控除して得た数を上限として精神病床の数を加える。）	八二〇、〇〇〇円
三　四以外の病院	結核病床の数（第一号中欄のただし書において加えた結核病床の数を除く。）	八七七、〇〇〇円
	精神病床の数（第一号又は第二号の中欄のただし書において加えた精神病床の数を除く。）	七三一、〇〇〇円
四　リハビリテーション専門病院	一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数	五〇〇、〇〇〇円